

中部電力株式会社  
浜岡原子力発電所  
平成29年度(第1回)保安検査報告書

平成29年8月  
原子力規制委員会

## 目 次

1. 実施概要-----	1
(1)保安検査実施期間-----	1
(2)保安検査実施者-----	1
2. 浜岡原子力発電所の設備及び運転概要-----	1
3. 保安検査内容-----	2
(1)基本検査項目-----	2
(2)追加検査項目-----	2
4. 保安検査結果-----	2
(1)総合評価-----	2
(2)検査結果-----	4
(3)違反事項-----	10
5. 特記事項-----	10

## 1. 実施概要

### (1) 保安検査実施期間(詳細日程は別添1参照)

自 平成29年6月1日(木)

至 平成29年6月16日(金)

### (2) 保安検査実施者

浜岡原子力規制事務所

中村 節生

岳川 清美

松本 直樹

矢野 雅之

中嶋 聰明

吉田 恵

## 2. 浜岡原子力発電所の設備及び運転概要

号機	出力(万kW)	運転開始年月	前四半期から保安検査終了日までの運転状況
3号機	110.0	昭和62年8月	運転期間 (—) 停止期間 (平成22年11月29日～) 施設定期検査期間 (平成22年11月29日～)
4号機	113.7	平成5年9月	運転期間 (—) 停止期間 (平成23年5月13日～) 施設定期検査期間 (平成24年1月25日～)
5号機	138.0	平成17年1月	運転期間 (—) 停止期間 (平成23年5月14日～) 施設定期検査期間 (平成24年3月22日～)

### 3. 保安検査内容

今回の保安検査では、下記に示す検査項目について、立入り、物件検査及び関係者への質問により、保安規定の遵守状況を確認するとともに、日々実施している運転管理状況の聴取、記録確認、発電用原子炉施設の巡視等についても保安検査として実施した。

#### (1) 基本検査項目(下線は保安検査実施方針に基づく検査項目)

- ① 保安管理体制の維持状況
- ② 安全性向上対策の実施状況
- ③ 運転管理の実施状況
- ④ 保守管理の実施状況
- ⑤ コンクリート構造物の削孔を伴う工事の実施状況(抜き打ち検査)

#### (2) 追加検査項目

なし

### 4. 保安検査結果

#### (1) 総合評価

今回の保安検査においては「保安管理体制の維持状況」「安全性向上対策の実施状況」「運転管理の実施状況」「保守管理の実施状況」及び「コンクリート構造物の削孔を伴う工事の実施状況(抜き打ち検査)」を基本検査項目として選定し、検査を実施した。

基本検査の結果「保安管理体制の維持状況」については、保安に関する組織(本店、浜岡原子力総合事務所及び浜岡原子力発電所)について、保安に関する職務及び会議体(原子力発電保安審議会及び原子力発電所保安運営審議会)の保安に関する審議が「内部コミュニケーション手引」に基づき、適切に実施されていることを確認した。また、発電用原子炉主任技術者(以下「炉主任」という。)、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者(以下「BT主任技術者」という。)の職務、選任手続き及び情報共有については、「原子炉主任技術者・廃止措置主任者の職務等に関する手引」及び「主任技術者(原子炉主任技術者・廃止措置主任者を除く)・法定管理者の職務等に関する手引」に基づき、保安規定で規定されている内容が適切に実施されていることを確認した。

「安全性向上対策の実施状況」については、平成28年度第1回保安検査以降、運用マニュアル等の整備について、防火帯の設置に伴うパトロールの追加による防火管理手引の改訂のほか2件の手引が改正されていることを確認した。また、これまでに配備された安全性向上対策設備及び資機材の点検については「災害対策用資機材等管理手引」に基づき、実施されていること、試運転の条件が整備された設備については試運転が実施されていること及び要員の教育・訓練が実施されていることを書類確認するとともに安全性向上対策のための資機材置場及びフィルタバント設備の設置工事について現場を確認した。

「運転管理の実施状況」については、保安規定第12条から第15条に規定されている

「原子炉の運転員の確保」「巡視点検」「手順書の作成」及び「引継及び通知」に係る要求事項を遵守するため、業務のプロセスや実施方法が関連する指針・手引類に定められていること及び当該指針・手引類に基づき、適切に維持・管理されていることを確認した。「原子炉の運転員の確保」については、発電指令課長が、運転責任者として原子力規制委員会が定める基準に適合した者の中から選任されていること及び原子炉の運転に関する実務研修を受けたものを運転員として確保していることを「運転責任者資格登録簿」「運転員資格認定書」等により確認した。「巡視点検」については「点検計画(発電編)」に基づき、原子炉冷却系統設備等の設備について点検内容を定め実施していることを当該計画により確認した。また「手順書の作成」については、発電用原子炉施設の運転管理、保守管理及び異常時の措置について指針・手引類が作成されており、号機間の取合いも共通の取合い図面により情報共有されていること及び「引継及び通知」については「運転引継に関する手引」に基づき、発電指令課長の引継が適切に実施されていること等を当該指針・手引類により確認した。

平成29年4月に発生し、原子力規制委員会において保安規定違反の区分「違反2」と判定された「浜岡原子力発電所4号機非常用ガス処理系が機能できない状態において非常用ガス処理系(以下「SGTS」という。)の動作可能要求されている作業の実施(以下「SGTSの不適切な管理」という。)に関しては、現在、発電用原子炉設置者(以下「原子炉設置者」という。)は根本原因分析を実施していることを聴取により確認した。また、その中で、内部コミュニケーションとして、本事象の発生に関し、発電部長から発電部管理職員へ、また運転管理課長から各発電指令課長へ、現場確認の重要性とコミュニケーションの重要性について、社内メールにて反省と注意喚起を図っていることを確認した。なお、定期試験等の起動に際しては、試験前確認項目の確認により機器の健全性を確認することとしており、隔離措置等により確認項目と違う状態にある部分については、操作禁止札に記載する内容をより具体的にする等の是正処置にて健全性を確認できる状態にあることを担保するとしており、今後の追加検査にて、その対応状況を確認する。

「保守管理の実施状況」については「保守管理指針」「自プラント不適合等処置手引」等の関連指針及び手引類において、保守管理における不適合事象に係る原因分析、対策に基づく是正処置、他施設不適合の水平展開としての予防処置等のプロセスを定めていることを確認した。また「4号機壁面穿孔作業による電線管の損傷」等の不適合事象が発生した場合においては「自プラント不適合等処置手引」等に基づき、不適合管理を行った上で、点検・補修等の結果の確認・評価の結果を踏まえて実施すべき原子炉施設の点検等の方法、実施頻度及び時期の是正処置並びに予防処置を講じて運用していることを「是正処置承認書」「是正処置報告書」「スクリーニング報告書」等により確認するとともに不適合の採否・不適合クラスの判定の理由を含めた情報がCAP(Corrective Action Program)会合等にて情報共有されていることを、「CAP登録内容」等により確認した。また、保守管理目標の設定については「保守管理の有効性評価実施手引」に基づき、平成29年度の保守管目標が平成28年度の保守管理の有効性評価を踏まえて見直しが行

われていることを「保守管理の有効性評価結果記録(評価期間:平成28年4月1日～平成29年3月31日)」「平成29年度発電所品質目標」等により併せて確認した。さらに「SGTSの不適切な管理」においては、その直接原因を元に『対象弁の識別、作業票・追加の安全措置の作成時の作業内容等の明確化及び安全措置の実施・解除の連絡票作成・確認時の作業内容等の明確化を「作業手続取扱手引」に明記する。』等の保守管理に係る是正処置が策定されていることを「是正処置承認書」により確認した。

「コンクリート構造物の削孔を伴う工事の実施状況(抜き打ち検査)」については、今回の保安検査期間中に既設コンクリートの削孔作業(「4号機使用済燃料プール監視計器設置のための貫通孔設置工事」)が行われていたことから、関連指針・手引類に従って、本削孔作業による既設設備への影響がないことを確認していること及び削孔作業が適切に実施されていることを「作業要領書」「作業許可証」等の記録及び現場立会により確認した。

保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者からの施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、発電用原子炉施設の巡視等を行った結果、特段問題がないことを確認した。

以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は良好なものであったと判断する。

## (2) 検査結果(下線は保安検査実施方針に基づく検査項目)

### ① 保安管理体制の維持状況

保安に関する組織(本店、浜岡原子力総合事務所及び浜岡原子力発電所)について、各組織の保安に関する職務の実施状況及び会議体(原子力発電保安審議会及び原子力発電所保安運営審議会)の保安または保安運営に関する審議の実施状況を確認するとともに、原子炉主任技術者等の選任、職務の遂行及び情報共有について、保安規定に規定されている内容が適切に実施されていることを確認することとし、検査を実施した。

検査の結果、保安に関する職務については、本店、浜岡原子力総合事務所及び浜岡原子力発電所の各組織の職務が「品質保証計画書」に基づき、関連指針・指針類に定められ、保安規定第5条に定められた職務が適切に実施されていることを、「平成27年度マネジメントレビュー報告書」等により確認した。例としては、品質保証グループ主幹は、「品質保証計画書」に基づき、品質保証活動の総括に関する業務として、品質保証に関する業務(業務の計画・評価および改善、指針類管理、安全文化醸成活動等)の総括、考査に関する事項の取扱並びに情報共有の推進及び不適合管理に関する業務(情報連絡会・CAP会合の運営、不適合管理等)の総括を行っていることを「平成28年度第4四半期データ分析結果報告書【発電所】」等にて確認した。

炉主任、電気主任技術者及びBT主任技術者の職務及び選任・解任手続きについては、それぞれ「原子炉主任技術者・廃止措置主任者の職務等に関する手引」及び「主任技術者(原子炉主任技術者・廃止措置主任者を除く)・法定管理者の職務等に関する

手引」に定められていることを確認した。炉主任、電気主任技術者及びBT主任技術者の選任・解任については、当該手引に基づき、保安規定第8条及び8条の2に定める原子炉主任技術者、第一種電気主任技術者及び第一種ボイラー・タービン主任技術者の免状を有するもの等の要件を踏まえ選任されていることを「原子炉主任技術者選任・解任決裁書」及び「主任技術者(原子炉主任技術者・廃止措置主任者を除く)選任・解任決裁書」により確認した。炉主任の職務については、炉主任が手引に従って適切に職務を行っていることを「運転日誌」「巡視記録」等により確認した。また、電気主任技術者及びBT主任技術者の職務については、電気主任技術者及びBT主任技術者が手引に従って適切に職務を行っていることを「補助ボイラー記録」「品質管理の方法等に関する使用前検査成績書」「不適合処理承認書・報告書」等により確認した。

原子力発電保安審議会及び原子力発電所保安運営審議会の会議体については、その目的、付議事項、開催時期及び構成が「内部コミュニケーション手引」に規定されており、前回の検査以降、原子力発電保安審議会にて緊急時被ばく線量限度の見直しに係る保安規定の変更が審議・確認されている等、両会議体が同手引に従って適切に実施されていることを「第260回原子力発電保安審議会議事録」「第330回原子力発電所保安運営審議会議事録」等により確認した。

炉主任の「独立性」の要求に関しては「原子炉主任技術者・廃止措置主任者の職務等に関する手引」に炉主任が他の職務を兼務しないことが定められ、号機毎に専任の炉主任が選任されていることを「原子炉主任技術者選任・解任決裁書」により確認した。また、発電所長等の関与によって炉主任が行う保安の監督に支障が生じないよう、同手引に基づき、炉主任の選任プロセスに沿って発電所の保安に関する組織以外で実施(本店原子力部長が選任)していることを「原子炉主任技術者選任・解任決裁書」により確認した。

炉主任から原子力部長への報告については、平成29年5月2日に発生した「廃棄物減容処理装置建屋(第1建屋)地下2階における放射性物質を含む堆積物の確認」に係る報告を発電部長から受けた際、3号炉主任が「原子炉主任技術者・廃止措置主任者の職務等に関する手引」に基づき、保安規定第120条第1項(5)に定める報告事象として原子力部長に報告していることを、携帯電話の当日の通話履歴により確認した。

また、主任技術者の情報共有については「原子炉主任技術者・廃止措置主任者の職務等に関する手引」に基づき、適宜、炉主任、電気主任技術者及びBT主任技術者が情報共有の場を設けており、直近では平成29年度業務実施計画について意見交換を行っていることを「主任技術者連絡会議議事概要」により確認した。

以上のことから、当該検査項目に係る保安規定の遵守状況は良好であると判断する。

## ② 安全性向上対策の実施状況

安全性向上対策については、先行する他社の審査状況の反映が適宜必要となっており、それも含め、今後も計画どおりに進められていること、また、順次導入される設備について、性能検査の実施、運用マニュアルの整備等を継続的に行い、ハード面及びソフト面か

ら整合のとれた対策が進められていることを確認することとし、検査を実施した。

検査の結果、運用マニュアル等の整備については、防火帯の設置に伴うパトロールの追加による防火管理手引の改訂のほか2件の手引が改正されていることを当該手引及び手引改正決裁書により確認した。これまでに配備された安全性向上対策設備及び資機材の点検については、「災害対策用資機材等管理手引」に基づき、月1回の頻度でホイールローダー等の点検が実施されていることを「災害対策用設備・資機材等確認結果報告書」で確認した。また、可搬型設備については、保全検討会の結果に基づき主管部署ごとに定めた自主点検計画に沿って、週1回の頻度で取水ポンプ車等の点検が実施されていることを「可搬型重大事故対処設備巡視点検記録」により確認した。なお、設備の供用開始に向け、点検計画管理手引に点検計画(改良工事編)を追加していることを手引改正決裁書により併せて確認した。

電源機能等喪失時に関する教育訓練については、防災関係教育訓練手引に基づき「平成28年度防災教育・訓練計画書」及び「平成29年度防災教育・訓練計画書」が策定され、安全性向上対策設備や資機材の教育訓練が実施されていることを「平成28年度防災教育・訓練報告書」により確認した。

安全性向上対策として進められている可搬型重大事故等対処設備の保管場所については、東西2箇所資機材を分散配置できるよう設置されており、東側保管場所について配置されている可搬型設備が固縛ロープにより竜巻対策されていることを配置図に基づき現場において確認した。フィルタバント設備については、施工不良のあった後打金物の復旧工事の実施状況を工事要領書に基づき配置等について現場において確認した。

以上より、当該検査項目に係る保安規定の遵守状況は良好であると判断した。

### ③ 運転管理の実施状況

保安規定で定められている「原子炉の運転員の確保」「巡視点検」「手順書の作成」「引継及び通知」等に係る要求事項を遵守するため、運転管理に係る業務のプロセスや実施方法が定められ、このプロセスと実施方法に従って運転管理が実施されていることを確認することとし、検査を実施した。また、保安規定の区分「違反2」に判定された「SGTSの不適切な管理」に関連して、根本原因分析の実施状況、本事象を踏まえた所員に対する教育の実施状況、直接原因に基づく是正処置の実施状況等についても併せて確認した。

検査の結果、当該運転管理項目に係る業務プロセスについては「運転管理指針」「保守管理指針」「運転管理運用手引」「巡視点検手引」「運転引継に関する手引」「プラント設備の安全機能の維持に関する手引」等に規定され「運転管理・保守管理等に関する指針類の制定及び改正」に係る審議対象として原子力発電所保安運営審議会にて審議され決裁されていること及びこれらの指針・手引類が適切に整備・維持されていることを確認した。

原子炉の運転員の確保については、発電指令課長が、運転責任者として原子力規制委員会が定める基準に適合した者の中から選任されていることを、「実用発電用原子炉の

設置、運転等に関する規則第87条第4号の規定に基づく、基準に適合しているかどうかの判定を行うための方法、実施体制等の確認申請について(本原原発第81号)」「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第87条第4号の規定に基づく、基準に適合しているかどうかの判定を行うための方法、実施体制等の確認について(原規規発第1506308号)」等により確認した。また、有資格者が「運転責任者資格登録簿」で把握されていることを確認した。また、発電指令課長以外の運転員は「運転教育実施手引」による運転実務教育訓練を受け、発電部長が「力量認定手引」により規定された力量認定を行い、合格したのから構成され、中央制御室に必要な運転員を常時確保できる体制が維持されていることを「運転責任者資格登録簿」及び「発電部構成表」により確認した。なお、発電指令課長を含めた運転員の力量向上のため、シミュレータを利用しての他原子炉設置者との相互訓練の取組状況を、「浜岡原子力発電所3・4号機シミュレータ」で確認した。

巡視点検については、「巡視点検手引」に添付された巡視ルート図に基づき、毎日1回以上、原子炉冷却系統施設、制御材駆動設備並びに電源、給排水及び排気施設の点検を行っており、その際の点検内容について、「保守管理指針」で規定される「点検計画(発電編)」により具体化され、点検が実施されていることを確認した。

手順書の作成については、発電用原子炉施設の運転管理に関する事項として「ユニット起動停止操作手順書」「警報処置手順書」等、原子炉施設の保守管理に関する事項として「保守管理指針」「定期試験手引」等、原子炉施設の異常時の措置に関する事項として「非常時運転操作手順書」「緊急時運転操作手順書」等がそれぞれ作成されていることを確認した。また、運転設備(原子炉本体等)、共用設備(廃棄物減容処理装置等)及び廃止措置設備との取合い箇所等については「系統構成管理に係る手引」に基づき、各系統の所掌を明確にした上で取合い図が作成され、号機ごとに作成された手順書において共用されていることを当該手引により確認した。

引継及び通知については、発電指令課長の当直体制の「引継」は「運転引継に関する手引」に基づき実施されていることを3号機、4号機及び5号機のそれぞれの運転日誌の記録により確認した。また、「通知」については、「プラント設備の安全機能の維持に関する手引」にその周知方法や確認方法が規定されており、具体的な運用は「運転に関する運用:保安規定に基づく発電指令課長への通知・周知文書の運用について」の通知文で行われていることを確認した。

SGTSの不適切な管理に関しては、現在、当該事案を踏まえ原子炉設置者は、根本原因分析を実施していることを聴取により確認した。その中で、内部コミュニケーションとして、本事象の発生に関し、発電部長から発電部管理職員へ、また運転管理課長から各発電指令課長へ、現場確認の重要性とコミュニケーションの重要性について、社内メールにて反省と注意喚起を図っていることを確認した。さらに、運転員を含む発電所全技術系職員に対して、本件に係る直接原因と再発防止対策、長期停止中における重要な系統及び本事象を踏まえたディスカッションの実施についての教育が完了していることを受講

記録にて確認した。なお、定期試験等の起動に際しては、試験前確認項目の確認により機器の健全性を確認することとしており、隔離措置等により確認項目と違う状態にある部分については、操作禁止札に記載する内容をより具体的にする等の是正処置にて健全性を確認できる状態にあることを担保するとしており、今後の保安検査の追加検査において、その対応状況を確認する。

以上のことから、当該検査項目に係る保安規定の遵守状況は良好であると判断した。

#### ④ 保守管理の実施状況

保守管理における不適合事象に係る原因分析や対策に基づく是正処置や他施設不適合の水平展開としての予防処置等のQMS<sup>※1</sup>プロセスが維持・運用され、不適合の採否・不適合クラスの判定などにおける要求事項や判断基準の組織内での共有化が図られていることを確認することとし、検査を実施した。また、保安規定に定められた「保守管理目標の設定」の要求事項について、平成29年度の保守管理目標が保守管理の有効性評価を踏まえて設定されていること及び「SGTSの不適切な管理」の直接原因に基づく保守管理に係る是正処置の実施状況について併せて確認した。

検査の結果、点検・補修等の不適合管理、是正処置及び予防処置のQMSプロセスについては「保守管理指針」「自プラント不適合等処置手引」等の関連指針及び手引類において、保守管理における不適合事象に係る原因分析、対策に基づく是正処置、他施設不適合の水平展開としての予防処置等のプロセスを定めていることを確認した。また、不適合の採否・不適合クラスの判定などにおける要求事項や判断基準については、「自プラント不適合等処置手引」に定められていることを確認した。

点検・補修等の不適合管理及び是正処置に係る業務の実施状況としては、平成29年3月以降に発生した「5号機125VDC主母線盤(常用)地絡警報瞬点」、「4号機壁面穿孔作業による電線管の損傷」等7件のヒューマンエラーがあった不適合事象について、「自プラント不適合等処置手引」に基づき、不適合管理を行った上で、点検・補修等の結果の確認・評価の結果を踏まえて実施すべき原子炉施設の点検等の方法、実施頻度及び時期の是正処置を講じて運用していることを「是正処置承認書」「是正処置報告書」等により確認するとともに、不適合の採否・不適合クラスの判定の理由を含めた情報がCAP会合等にて情報共有されていることを「CAP登録内容」、CAP会合の傍聴等により確認した。

点検・補修等の予防処置に係る業務の実施状況としては「他施設不適合情報管理手引」に基づき、他施設不適合情報の自プラントへの影響評価及び水平展開の要否が評価・検討され、予防処置を講じて運用していることを「スクリーニング報告書」「工事要領反映事項DB(データベース)」等により確認した。

---

※1 QMS (Quality Management System) : 品質マネジメントシステム

保守管理目標の設定については、平成28年度の保守管理目標の一つである「安全性向上対策工事および維持点検・停止期間長期化に伴う設備点検の確実な実施(クリティカル工程について、基本工程表から遅延なし)」が目標未達となったことから、クリティカル工程以外についても監視を行う必要があること及び平成28年度に確認された「フィルタベント建屋内の埋込金物における不適切な施工」を受け、適切な品質を確保しながら工程を遵守するという意識が重要あることから「安全性向上対策工事の確実な実施(適切な品質を確保した上で基本工程表からの遅延なし)」とする見直しを実施していることを「保守管理の有効性評価結果記録(評価期間:平成28年4月1日～平成29年3月31日)」及び「平成29年度発電所品質目標」により確認した。また、平成29年度の保守管理目標は部門の業務執行計画に展開され、目標達成のための具体的施策を設定していることを、「平成29年度発電所品質目標」及び「平成29年度業務執行計画兼実施状況報告書」により併せて確認した。

また、SGTSの不適切な管理においては「自プラント不適合等処置手引」に基づき、事象発生の直接原因となった人的要因を分析し、その分析結果に基づき『対象弁の識別、作業票・追加の安全措置の作成時の作業内容等の明確化及び安全措置の実施・解除の連絡票作成・確認時の作業内容等の明確化を、「作業手続取扱手引」に明記する。』等の保守管理に係る是正処置が策定されていることを「是正処置承認書」により確認した。

以上のことから、当該検査項目に係る保安規定の遵守状況は良好であると判断した。

#### ⑤ コンクリート構造物の削孔を伴う工事の実施状況(抜き打ち検査)

本保安検査期間中に既設コンクリートの削孔作業が行われていたこと及び平成28年5月に「削孔作業時の3号機起動変圧器用OFケーブル<sup>※2</sup>保護管の損傷」事象が、平成29年4月に「4号機壁面穿孔作業による電線管の損傷」事象が発生していることから関連指針・手引類に従って、コンクリートの削孔作業が適切に実施されていることを確認することとし、抜き打ち検査を実施した。

検査の結果、4号機使用済燃料プール監視計器設置のための貫通孔設置工事については「既設設備との取合い工事における作業管理手引」に従い、削孔箇所から1m以内に埋設電線管がないことを「埋設電線管布設図」により事前に確認していること、干渉等確認図面、新規貫通孔設置に伴う躯体強度検討資料等を添付した「作業許可証」により関係課の事前確認を受けていること、削孔作業において粉塵の拡散防止措置が講じられていること等、本削孔作業による既設設備への影響がないことが適切に確認され、実施されていることを「作業要領書」「作業許可証」等の記録及び現場立会により確認した。

また、削孔作業時の3号機起動変圧器用OFケーブル<sup>※2</sup>保護管の損傷の是正処置(作業許可証の適正な運用に関する教育、電気設備近傍作業に関する教育等)が完了していることを是正処置報告書、教材等により確認した。4号機壁面穿孔作業による電線

※2 OF(oil-filled)ケーブル:絶縁油入りケーブル

管の損傷については、是正処置(埋設物の図面確認時の注意点の周知等)を策定していることを「是正処置承認書」により確認した。

以上のことから、当該検査項目に係る保安規定の遵守状況は良好であると判断した。

(3) 違反事項

なし。

5. 特記事項

なし。

(別添1)

### 保安検査日程(1/3)

月 日	5月29日(月)	5月30日(火)	5月31日(水)	6月1日(木)	6月2日(金)	6月3日(土)	6月4日(日)
午前				●初回会議 ●運転管理状況の聴取 と記録確認	●検査前会議 ●運転管理状況の聴取 と記録確認 ●中央制御室の巡視 ○保安管理体制の維持 状況	●中央制御室の巡視	
午後				●原子炉施設の巡視  ●チーム会議 ●まとめ会議	○保安管理体制の維持 状況  ●チーム会議 ●まとめ会議		
勤務 時間外				●中央制御室の巡視			

注記) ◎:保安検査実施方針に基づく検査項目 ○:その他検査項目 ◇:抜き打ち検査項目 ●:会議/記録確認/巡視等

(別添1)

### 保安検査日程(2/3)

月 日	6月5日(月)	6月6日(火)	6月7日(水)	6月8日(木)	6月9日(金)	6月10日(土)	6月11日(日)
午 前	●検査前会議 ●運転管理状況の聴取 と記録確認 ●中央制御室の巡視 ○保安管理体制の維持 状況	●検査前会議 ●運転管理状況の聴取 と記録確認 ●中央制御室の巡視 ○安全性向上対策の実 施状況	●検査前会議 ●運転管理状況の聴取 と記録確認 ●中央制御室の巡視 ○安全性向上対策の実 施状況	●検査前会議 ●運転管理状況の聴取 と記録確認 ●中央制御室の巡視 ○運転管理の実施状況	●検査前会議 ●運転管理状況の聴取 と記録確認 ●中央制御室の巡視 ○運転管理の実施状況		
午 後	○保安管理体制の維持 状況  ●チーム会議 ●まとめ会議	●原子炉施設の巡視 ○安全性向上対策の実 施状況  ●チーム会議 ●まとめ会議	○安全性向上対策の実 施状況  ●チーム会議 ●まとめ会議	○運転管理の実施状況  ●チーム会議 ●まとめ会議	○運転管理の実施状況  ●チーム会議 ●まとめ会議		
勤務 時間外							

注記)◎:保安検査実施方針に基づく検査項目 ○:その他検査項目 ◇:抜き打ち検査項目 ●:会議/記録確認/巡視等

(別添1)

### 保安検査日程(3/3)

月 日	6月12日(月)	6月13日(火)	6月14日(水)	6月15日(木)	6月16日(金)	6月17日(土)	6月18日(日)
午 前	●検査前会議 ●運転管理状況の聴取 と記録確認 ●中央制御室の巡視 ◇コンクリート構造物の 削孔を伴う工事の実 施状況	●検査前会議 ●運転管理状況の聴取 と記録確認 ●中央制御室の巡視 ○保守管理の実施状況	●検査前会議 ●運転管理状況の聴取 と記録確認 ●中央制御室の巡視 ○保守管理の実施状況	●検査前会議 ●運転管理状況の聴取 と記録確認 ●中央制御室の巡視	●検査前会議 ●運転管理状況の聴取 と記録確認 ●中央制御室の巡視		
午 後	◇コンクリート構造物の削 孔を伴う工事の実施 状況  ●チーム会議 ●まとめ会議	○保守管理の実施状況  ●チーム会議 ●まとめ会議	○保守管理の実施状況  ●チーム会議 ●まとめ会議	●原子炉施設の巡視  ●チーム会議 ●まとめ会議	●チーム会議 ●まとめ会議 ●最終会議		
勤務 時間外							

注記) ◎:保安検査実施方針に基づく検査項目 ○:その他検査項目 ◇:抜き打ち検査項目 ●:会議/記録確認/巡視等